

浜松市市民協働センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市市民協働センター条例（平成13年浜松市条例第56号。（以下「条例」という。））に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び浜松市市民協働センター条例施行規則（平成14年浜松市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用許可の申請に係る審査基準)

第3条 規則第2条第2項ただし書きに規定する「指定管理者が特に必要があると認めるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 浜松市が主催又は共催する事業
- (2) 指定管理者が主催又は共催する事業
- (3) 地方公共団体又は官公庁等が主催する事業
- (4) 大会又はイベントの規模が市内大会以上であり、かつ内容に高い公益性が認められる場合
- (5) 上記には該当しないが、施設の設置経過等により特例的な措置が必要と認められる場合
- (6) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用の許可に係る審査基準)

第4条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 浜松市市民協働センター（以下「センター」という。）の利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 条例第8条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第8条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
(明白かつ現在の危険の原則：平成7年3月7日最高裁判決参照)

- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

3 条例第8条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

4 条例第8条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合（平成8年3月15日最高裁判決参照）

(2) 第2項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

(3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

(5) 条例第4条に規定する開館時間以外の時間又は条例第5条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

（営業活動等の利用に係る利用料金の審査基準）

第5条 条例別表1研修室等の備考の3の「その他の営業活動」とは次の各号にかかげるものをいう。

(1) 利用者が、商品の直接販売を行う場合

(2) 利用者が、直接販売はしないが、商品説明、展示、受注、試食、実演を行う場合

(3) 利用者が、入場料（資料代、材料費の実費などを除く）を徴収する場合

(4) 利用者のうち企業及び講師個人が、参加者からの会費や他者から金銭を徴収する等して説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合

(5) 利用者が、有料会員の募集を目的とした説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合

(6) 利用者が、商業目的で、写真、映画、テレビの撮影を行う場合

（利用料金の後納に係る審査基準）

第6条 条例第9条第1項に規定する「指定管理者が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国又は地方公共団体が利用料を納付する場合

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用料金の後納の申し出）

第7条 利用料金の後納を申請する団体の代表者は、利用日より20日前までにセンターに、浜松市市民協働センター利用料金後納申請書（様式第1号）を添えて申し出るものとする。

（利用料金の後納に係る標準処理期間）

第8条 指定管理者は、第7条による利用料金後納の申し出があった場合は、その申し出があった日から7日以内に処理するものとする。

（利用料金の後納に係る支払い期限）

第9条 利用料金後納を申し出た団体の代表者は、利用日から30日以内に指定管理者が指定する口座に利用料金を振り込むものとする。

（利用料金の減免に係る審査基準）

第10条 条例第10条に規定する「特別の理由があると認める場合」とは、規則第8条に定める場合のほか、次に掲げる場合をいう。

（1）指定管理者が利用する場合 利用目的に応じ5割を減額又は全額を免除

（2）その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が定める割合を減額又は免除

（利用料金の減免の手続き）

第11条 条例第10条に規定する者が利用料金の減免を受けようとするときは、浜松市市民協働センター利用料金減免申請書（様式第2号）により申請するものとする。

（利用料金の減免に係る標準処理期間）

第12条 条例第10条に規定する利用料金の減免は、即日処理するものとする。

（利用料金の還付に係る審査基準）

第13条 規則第9条第1項第1号に規定する場合は、全額を還付する。

2 規則第9条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

（1）天災、事故その他の不可抗力により、センターの施設の利用が困難となったこと。

（2）法定伝染病等の発生又は感染が予想されることにより、催事の開催が中止となった場合。

（利用料金の還付の手続き）

第14条 規則第9条第2項の申請は、浜松市市民協働センター利用料金還付申請書（様式第3号）によるものとする。

（利用許可の取消しに係る処分基準）

第15条 条例第13条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第13条第1号	-
(1) 条例第9条第1項の規定に違反して使用料を納付しない場合	許可の取消し

(2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第10条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第10条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第10条第3号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第10条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第10条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第11条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第7条の規定による許可を受け、又は条例第10条の規定による使用料の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第13条第2号	-
(1) 第4条第2項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第4条第2項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(3) 第4条第3項に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第4条第4項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第4条第4項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(6) 利用前において第4条第4項第3号に該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変

(7) 利用前において第4条第4項第4号に該当することが明らかになった場合	更
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 浜松市市民協働センター指定管理者

住所
申請者 団体名
代表者名
電話 () -

浜松市市民協働センター利用料金後納申請書

次のとおり、浜松市市民協働センター利用料金の後納を受けたいので申請します。

施設名	浜松市市民協働センター	
許可事項	日時	
	利用施設	
利用内容		
利用料金		
後納する理由		
その他		

様式第 2 号

年 月 日

(あて先) 浜松市市民協働センター指定管理者

申請者 住所
氏名

浜松市市民協働センター利用料金減免申請書

浜松市市民協働センター - 条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により次のとおり浜松市市民協働センター利用料金の減免を申請します。

ふりがな 団 体 名	
ふりがな 代 表 者 名	
所 在 地	〒 _____
減免を受けようとする理由	

様式第3号

年 月 日

(あて先) 浜松市市民協働センター指定管理者

住所
申請者 氏名 印
電話

浜松市市民協働センター料金還付申請書

次のとおり、浜松市市民協働センター利用料金の還付を受けたいので申請いたします。

還付金申請額	使用料	円
	その他	円
	合計	円

納付済額	納付すべき額	差引還付請求額	納付年月日
還付請求理由			

支払金口座振替依頼書

私の債権にかかる支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名		預金種別及び口座番号	
銀行	本店	普通預金	第 号
金庫	支店		
農協	出張所	当座預金	